

平成28年度第1回野田市商工業振興協議会次第

日 時 平成28年11月17日（木）

午前10時から

場 所 野田市役所 5階 512会議室

1 開 会

2 市長あいさつ

3 委員の紹介

4 議 題

議題1 会長及び副会長の選出について

議題2 中小企業融資部会委員の指名について

5 報 告

報告1 市制度融資等の融資利用状況について

報告2 産業競争力強化法に基づく創業支援計画の実施状況について

報告3 市独自の雇用促進奨励金支給事業の実施状況について

6 会議録等のホームページ掲載について

7 その他

8 閉 会

議題 1

会長及び副会長の選出について

野田市商工業振興協議会設置条例第 5 条の規定により、会長及び副会長の選出をお願いするものです。

なお、会長及び副会長は、委員の互選となっています。

議題 2

中小企業融資部会委員の指名について

野田市商工業振興協議会設置条例第 7 条の規定により、同条例の規定に基づく融資について調査審議するため、当協議会に中小企業融資部会を置き、部会の委員については、協議会委員のうちから会長が指名することとなっています。（8 名以内）

※ なお、条例第 7 条第 4 項の規定により、部会長は協議会の会長、副部会長は協議会の副会長をもって充てることとなっています。

報告 1

市制度融資等の融資利用状況について

1 市制度融資資金の状況

(1) 中小企業融資資金の利用推移

前回協議会を開催しました平成26年度は、平成25年度に引き続き第二次安倍政権下でのアベノミクス効果により、円安による輸出品の競争力改善、株高を背景とした消費者マインドの改善等を背景に景気回復の兆しが見られましたが、市制度融資の実績は同程度に推移となりました。一方で申込件数における融資実行件数の割合が低下しており、中小企業の状況は二極化している状況となりました。

平成27年度は、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」の一体的推進により、デフレ脱却と経済再生に向けた前進がみられました。足下では、景気回復が雇用の増加や賃金上昇につながり、それが消費や投資の増加に結び付くという経済の「好循環」が回り始め、景気は緩やかな回復基調が続いています。市制度融資は前年度と比較して実行件数で9%減、実行額で4.3%の減となりました。金融緩和による低金利への推移の影響が大きかったものと考えております。

平成28年度は前年からの緩やかな回復基調が続いており、4月～10月末現在の申込件数は35件と前年同期の44件と比べやや減少ペースとなっております。

① 各年度の申込件数、融資実行件数実績

年 度	申込件数 (A)	融資実行件数 (B)	実行件数割合 (B/A)	融資実行額
平成24年度	79件	74件	93.60%	635,470千円
平成25年度	103件	99件	96.11%	734,450千円
平成26年度	96件	89件	92.70%	713,416千円
平成27年度	82件	81件	98.78%	682,540千円
平成28年度	35件	34件	97.14%	375,000千円

※平成28年度は10月末現在の件数を記載

② 中小企業資金融資預託金及び融資枠

年 度	預 託 金	融 資 枠 (預託金の8倍)
平成24年度	210,000千円	1,680,000千円
平成25年度	210,000千円	1,680,000千円
平成26年度	210,000千円	1,680,000千円
平成27年度	210,000千円	1,680,000千円
平成28年度	210,000千円	1,680,000千円

③ 中小企業融資利子補給実績

年 度	利子補給対象額	件数	利子補給額
平成24年度	2,132,406千円	368件	22,680,166円
平成25年度	2,168,999千円	397件	22,222,729円
平成26年度	2,235,435千円	398件	21,873,663円
平成27年度	2,104,301千円	397件	22,185,179円

※利子補給の計算期間は毎年1月から12月までとなるため、平成28年度分は平成29年1月以降に利子補給の交付申請手続きを行います。

④ 中小企業資金融資信用保証料補助実績

年 度	融資額	件数	信用保証料補助額
平成24年度	635,470千円	74件(運転62件,設備12件)	13,252,052円
平成25年度	734,450千円	99件(運転84件,設備15件)	15,240,360円
平成26年度	713,416千円	89件(運転78件,設備11件)	15,162,485円
平成27年度	682,540千円	81件(運転62件,設備19件)	16,104,135円
平成28年度	375,000千円	34件(運転29件,設備4件,公害1件)	8,365,840円

※平成28年度の融資額、件数は10月末日融資申込分を記載。信用保証料補助額については10月末日申請分までを記載。

(2) 中小企業融資資金貸付利率

平成28年4月より、期間区分全てにおいて0.1%の引下げをおこなっております。今後、貸付利率については、政府系、県制度融資、各市町村制度融資の金利の推移に注視しながら対応してまいります。

① 貸付利率

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1年以内（～12月）	2.2%	2.2%	2.1%
1年を超え3年以内（13～36月）	2.6%	2.4%	2.3%
3年を超え5年以内（37～60月）	2.7%	2.5%	2.4%
5年を超え7年以内（61～84月）	3.0%	2.9%	2.8%

② 中小企業融資資金の種類

（平成28年4月1日現在）

資金名		融資限度額	期間	保証人	利率	利子補給率	実質金利
運転資金		1,500万円	5年	1人以上	1年以内	年1.5%	1年以内
設備資金		2,500万円	7年		2.1%		0.6%
工場移転資金		5,000万円 組合8,000万円	7年		1～3年		1～3年
特別 小口	運転	1,250万円	5年	なし	2.3%		0.8%
	設備	1,250万円	7年		2.4%		3～5年
公害防止施設資金		2,000万円	7年	1人以上	3～5年	年3.0%以内	0.9%
					2.8%		5～7年
					5～7年		1.3%
							年0.1%以内

2 小規模事業者経営改善資金（マル経融資）の状況

経営の合理化、企業の安定を図るための小規模事業者向けの日本政策金融公庫小規模事業者経営改善資金（マル経融資）について、商工会議所、商工会を窓口にして経営指導を受けていることを要件として、マル経融資の実質金利を市制度融資の実質金利に一致させる形で、マル経の設定金利とその差分の利子補給（最大1.5%）を実施し、マル経融資利用者の金利の負担軽減を図り、中小企業の振興を図っています。

中小企業者への経営指導を行っている商工会議所、商工会において、マル経融資の活用をすすめていることもあり、金融不安などから中小企業の資金繰り対策としてマル経融資の活用も定着してきています。

① マル経融資の種類

（平成28年10月15日現在）

資金名	融資限度額	期間	利率	利子補給率	実質金利
運転資金	2,000 万円	7 年以内 (うち 2 年 以内の据置 可能)	年 1.16%	1 年以内 0.56%	1 年以内 0.6%
設備資金	2,000 万円	10 年以内 (うち 2 年 以内の据置 可能)		1 ～ 3 年 0.36%	1 ～ 3 年 0.8%
				3 ～ 5 年 0.26%	3 ～ 5 年 0.9%
				5 ～ 7 年 対象外※	5 ～ 7 年 1.3%

例：3～5年の場合 1.16%（利率）－0.9%（実質金利）＝0.26%（利子補給額）

※5～7年の金利については、利率が市制度融資の実質金利以下となる為、利子補給対象外

② マル経融資利子補給実績

年 度	利子補給対象額	件数	利子補給額
平成 2 4 年度	857,554 千円	2 6 2 件	2, 3 4 0, 9 1 8 円
平成 2 5 年度	912,937 千円	2 6 4 件	1, 9 8 3, 0 0 6 円
平成 2 6 年度	860,951 千円	2 2 4 件	1, 8 8 6, 4 4 5 円
平成 2 7 年度	665,930 千円	1 8 4 件	1, 2 6 8, 6 9 7 円

※利子補給の計算期間は毎年 1 月から 12 月までとなるため、平成 28 年度分は平成 29 年 1 月以降に利子補給の交付申請手続きを行います。

3 中小企業融資資金による支援に対する今後の考え方について

野田市では、市制度融資の利子補給に加え、同制度融資に対する千葉県信用保証協会への信用保証料の補助を行うとともに、平成 7 年度から実施している商工会議所、商工会が窓口となる日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金（マル経融資）についても引き続き利子補給対象とし、地域経済の担い手である中小企業者への支援強化を図っています。

野田市における中小企業資金融資及び利子補給を実施することにより、各事業者における経済状況に応じた資金繰り対策として、大きな機能を果たしており、結果として、雇用の場の継続確保においても大きく役立っています。

市制度融資の利用状況については、平成 2 7 年度融資件数 8 1 件（平成 2 6 年度比 8 件減）、融資金額 6 8 2, 5 4 0 千円（平成 2 6 年度比 3 0, 8 7 6 千円減）とやや減少となっておりますが、金融緩和による低金利への推移による各事業者の資金繰りが円滑に進んでいる事などが考えられます。

引き続き緩やかな景気の回復にある中でも、依然として厳しい状況が続く中小企業の方も多くいることから、今後も、国や県の融資制度を活用していただくとともに、市独自の利子補給や信用保証料の補助がある野田市中小企業資金融資制度や商工会議所、商工会が窓口となっている日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金（マル経融資）を活用していただくことにより、中小企業への支援強化に努めていきたいと考えています。

報告 2

産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の実施状況について

1 創業支援事業計画策定の背景について

政府は、平成25年6月に閣議決定された、アベノミクス第三の矢である日本再興戦略の中で、開業率が廃業率を上回る状態にし、現在約5%である開業率を10%台にすることを目標としました。このことも含め、我が国経済を再興すべく、我が国の産業を中長期にわたる低迷の状態から脱却させ、持続的発展の軌道に乗せるためには、経済社会情勢の変化に対応して、産業競争力を強化することが重要であることから、「産業競争力強化法」が平成26年1月20日に施行されました。

この法律では、新しい創業者のための支援として、地域(市区町村)レベルでの創業の促進が盛り込まれており、市区町村が地域の創業支援事業者(認定経営革新等支援機関、地域の経済団体、金融機関、士業、NPO法人等)と連携し、創業支援体制の構築等を盛り込んだ創業支援事業計画を作成することが要請されております。なお、市区町村が策定した創業支援事業計画について国の認定を受けた場合、創業支援事業者はもとより、当該スキームに基づく支援を受けた創業者に対して、登録免許税の軽減措置や創業時の融資枠の拡大等の金融面でのサポートが受けられる制度となっています。

2 当市の創業支援事業計画策定について

先に述べました、地域レベルでの創業支援構築の要請に対し、当市においても、野田商工会議所を認定創業支援事業者、市内において創業支援を行っている13事業者(野田市関宿商工会、千葉県信用保証協会、日本政策金融公庫、市内金融機関10支店)を協力機関と位置付け「創業支援事業計画」を策定し、平成26年10月31日に認定されました。(計画期間：平成26年7月1日～平成29年3月31日)

また、今年度末に計画期間の満期を迎える事から、引き続き同様の内容の支援を継続して行う為、計画期間の延長を申請しているところです。

創業支援事業計画では、創業のためのさまざまな取組を支援するとともに、計画期間中に「※特定創業支援事業」を受けた創業者が本市の発行する証明書により、下記の支援策（表１）を受けることができますので、これを活用していただくことにより、引き続き創業への支援強化に努めていきたいと考えています。

※特定創業支援事業：創業希望者に対する継続的な支援（経営、財務、人材育成、販路開拓の全ての知識が身につく支援）であり、４回以上の講義を行う創業塾や、継続して行う個別支援が該当。特定創業支援事業の認定を受けた創業者は表２のメリットあり

表１ 特定創業支援事業者に対する施策

支援制度	支援内容	対象者
株式会社設立時の登録免許税	市内で株式会社を設立する際の登録免許税の軽減 ・ 資本金の 0.7% ⇒ 0.35%	事業を営んでいない個人が新たに創業する場合
無担保、第三者保証人なしの創業関連保証制度	融資枠の拡大 ・ 1,000 万円 ⇒ 1,500 万円	・ 事業を営んでいない個人が新たに創業する場合 ・ 中小企業者が新たに会社を設立し事業を開始する場合 ・ 創業から 5 年未満の事業者
	対象の拡大 ・ 創業 2 ヶ月前 ⇒ 創業 6 ヶ月前	・ 事業を営んでいない個人が新たに創業する場合 ・ 中小企業者が新たに会社を設立し事業を開始する場合

３ 当市の創業支援事業計画の内容について

当市の創業支援事業計画は、野田商工会議所を創業支援事業者と位置付け、平成 26 年 7 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に、市内の創業者数 48 件（年間創業者数 16 件 × 3 年間）を目標とし計画を策定しました。また、計画延長後の

平成31年3月31日までの間にも同様の目標のもと、支援を行っていきたいと考えております。基本計画では、創業希望者や創業者に対し、創業における各ステージに応じた支援を実施しています。

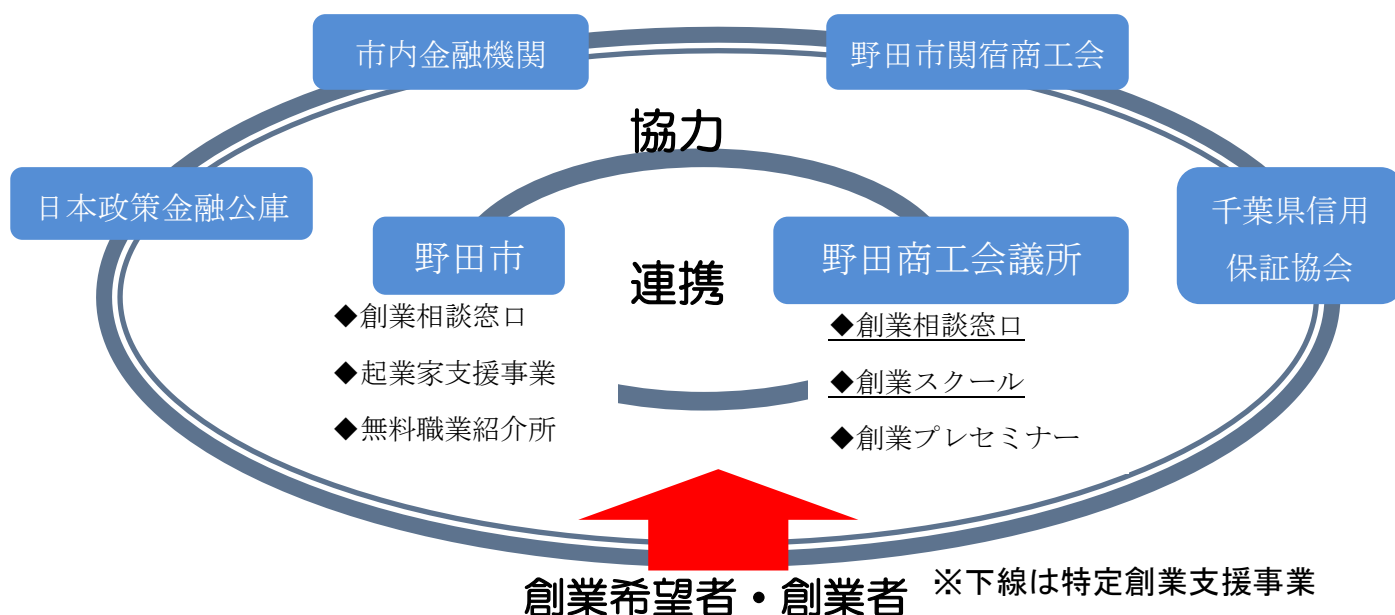
創業前の支援として、「創業を希望しているが相談場所がわからない」といった声が多くあることから、野田商工会議所、野田市関宿商工会、野田市商工観光課に創業専用の相談窓口を設けております。

また、年1回創業者向けセミナー及び創業スクールを実施し創業希望者と創業支援事業者との結びつき（相談相手）を作ることで、より創業しやすい環境の整備を行っています。

創業後の支援として、創業後の課題として多く挙げられる資金調達、人材確保、販路拡大に対応するために、野田市空き店舗活用補助金等による資金調達支援、市の無料職業紹介所を活用した人材確保支援、商工会議所のセミナー等を活用した販路拡大支援等の創業後の様々なステージにおける支援を実施していきたいと考えております。

支援段階	実施内容	実施機関
創業前支援	<u>創業相談窓口の設置</u>	商工観光課、商工会議所、商工会
	<u>創業スクール（地域創業促進支援事業）</u>	商工会議所
	ターゲットを絞った単発セミナー	商工会議所
創業後支援	空き店舗活用補助金等による資金調達支援	商工観光課
	無料職業紹介所による人材支援	商工観光課
	社長塾による創業後ノウハウの支援	商工会議所

※下線は特定創業支援事業として実施



4 当市の創業支援事業計画の実施状況について

・本計画の核となる「創業スクール」においては、中小企業庁の地域創業促進支援事業への公募を行い、平成28年7月に採択され、採択後は、講師の選定や創業希望者への周知方法等の準備を進めてまいりました。参加者募集リーフレットの自治会等を通じた回覧を行うことで情報が市民の目に触れやすくし、男性11名、女性10名の合計21名の参加がありました。また、創業スクールを有料（計5回、費用10,800円）としたことで、創業への計画性が高い希望者の参加が多くあり、早期に創業の実現に結びつくものと考えております。

また、今年度より新たな取り組みとして野田市の商店の方達を中心におこなわれる「まちゼミ」に野田商工会議所として創業相談を全5日間開催し、更なる支援に繋げていきたいと考えております。

・今後も、創業スクールやセミナーを中心に創業へのニーズ喚起を発掘するとともに、創業相談窓口の活用により希望者が創業しやすい環境の整備を行っていきます。また、創業後においても様々な面での支援を行うことで、長期的に存続できる企業づくりのサポートをしていきたいと考えております。

参考：年度別創業支援計画実績

(単位：名)

	平成 2 6 年度		平成 2 7 年度	
事業内容	支援対象者数	創業者数	支援対象者数	創業者数
相談窓口(市町村)	5	2	3	3
相談窓口(商工会議所)	3 0	6	1 5 0	2 0
創業セミナー 創業スクール	3 7	2	3 3	2
計	7 2	1 0	1 8 6	2 5

平成 2 8 年度創業セミナー実施内容

名 称	日 時	項 目	内 容
創業セミナー	9 月 10 日 (土)	夢をかなえる創業セミナー	・ 創業環境が整った今がチャンス ・ 成功する創業と失敗する創業、違いはどこにあるのか？

(講師：ジャイロ総合コンサルティング(株))

平成 2 8 年度創業スクール実施内容

名 称	日 時	項 目	内 容
創業 スクール	10 月 22 日 (土)	小さく産んで大きく育てる力 「失敗しない創業のコツとツボ」	・ 経営環境の変化を知る ・ リーン・スタートアップの考え方 ・ 0 円創業からの LS で成功をつかむ
		地域の創業者による体験談	・ 地域創業者から学ぶ ・ 自己 PR 力を高めて訴求力を高める

		ビジネスプランの作成 準備	・ ビジネスプランの作成に向けて準備
	10 月 29 日 (土)	創業のビジョンとビジネスモデル	・ 実現したい創業のイメージ・強み弱みを知る ・ ビジネスモデルの作り方 ・ ビジネスアイデアの棚卸し ・ 地域資源の活用
		マーケティングの基礎知識	・ マーケティング基礎理論 ・ 既存の類似事業や競合他社の分析 ・ 自分の商品・サービスの強み・弱み
		税務・法務	・ 創業に必要な手続き ・ 人材活用、採用、労務、補助金制度活用 ・ 税務に関する基礎知識 ・ 商取引の基本となる法律の基礎 ・ 事業活動に伴うリスク
	11 月 12 日 (土)	営業販売戦略	・ 営業計画・販売計画の作り方 ・ 販路開拓・顧客編アプローチ方法
		会計の基礎知識	・ わかりやすい会計術 ・ 売上げが上がっても倒産するの？ ・ 資金繰りについて考え方 ・ 誰でも分かる収支計画のポイント
		資金調達と公的支援制度の活用	・ 資金調達の手法 ・ 創業者融資制度について ・ 小規模共済制度の活用
	11 月 19 日 (土)	ビジネスプランの作成 準備 作成のワークショップ	・ ビジネスプラン作成方法 ・ リスク分析と回避策の検討
		ビジネスプランを形にする	・ 小さく始めるネット開業の可能性 ・ 無料から始めるネット通販

		「ビジネスプラン作成」	・あなたの趣味を販売してみよう
		プレゼンテーション	・自分のビジネスプランを魅力的に伝えるプレゼンテーション手法・理論的な話し方・伝え方
	11月29日 (土)	ビジネスプランの最終チェック 「実行計画・個別相談」	・ビジネスプランの作成方法 ・ビジネスプランのブラッシュアップ ・実行計画の重要性
		ビジネスプランの発表 「ビジネスプラン発表会」	・ビジネスプランを発表し受講者の投票によりベストプランを決定する

(講師：ジャイロ総合コンサルティング株)

5 空き店舗活用事業について

創業支援事業計画において、市町村が実施する起業・創業サポート事業として、野田市では「空き店舗活用事業」を行っております。

空き店舗に出店する者に対して、空き店舗の家賃や改修費を補助することにより、空き店舗の活用及びまちのにぎわいづくりを図り、もって商業の振興及び地域経済の活性化に寄与することを目的としています。

平成27年度には計3件の申請（うち1件が改修費補助も該当）、平成28年度は10月末までに2件の申請（2件共に改修費該当）があり、補助金の交付予定となっております。また、創業スクールなどの際にもチラシなどにより広報する事により、利用の促進を図っております。

【補助金の内容について】

(1) 空き店舗等家賃補助

市内の3月以上店舗として使われていない空き店舗を借りて出店する方に賃借料（来客用の駐車場の賃借料も含む。）について補助金を交付します。

◇補助率及び補助限度額

助成は補助の対象となる方が、空き店舗を借りた上で、事業を始めた翌月から3年間となります。

1年目	補助対象経費の1／3以内（月額3万4000円を限度）
2年目	補助対象経費の1／4以内（月額2万5000円を限度）
3年目	補助対象経費の1／6以内（月額1万6000円を限度）

※中心市街地において空き店舗を賃借する場合は、月額17,000円を上乗せして補助します。

（2） 空き店舗等改修補助

中心市街地の空き店舗を利用する場合に限り、出店時の店舗の改修した費用について補助金を交付します。

◇補助率及び補助限度額

補助対象経費の1／3以内（1店舗につき1回限りとし、40万円を限度）

報告 3

市独自の雇用促進奨励金支給事業の実施状況について

1. 雇用促進奨励金支給事業

(1) 事業内容

高年齢者、障がい者又はひとり親(以下、「高年齢者等」という)を雇用する事業主に対して奨励金を交付し、雇用の拡大を目指すものです。

① 対象者

野田市に居住する、高年齢者(55歳以上)、障がい者(身体障がい者、療育、精神障がい者保健福祉のいずれかの手帳の交付を受けた者)、又はひとり親(18歳未満の児童又は一定要件を満たす20歳未満の障がい者の父又は母で、一定の要件を満たす者)です。

② 申請できる事業主

公共職業安定所又は野田市無料職業紹介所のあっせんにより、高年齢者等を雇用した事業主、もしくは、労働協約又は就業規則等により定年年齢を65歳以上に定めている事業所で、定年後再雇用した事業主です。事業主は、市内に事業所を有し、市税を完納していることが要件です。

③ 支給額

雇用した高年齢者等1人につき各月の賃金の10%に相当する額(15,000円限度)を最大1年間支給します。国の「特定求職者雇用開発助成金」との重複支給は妨げません。ただし、この奨励金を受けた高年齢者等が退職後、再度同一事業主に雇用された場合は対象外となります。

(2) 実施状況

平成26年度以降の実施状況は以下のとおりです。

区分 \ 年度	26 年度		27 年度	
	雇用者数	事業所数	雇用者数	事業所数
高年齢者	119	44	114	33
障がい者	31		43	
ひとり親	11		8	
計	161		165	

※28年度の利用状況については、上半期の集計が11月末であることから、未記載とさせていただきます。

2. 障がい者職場実習奨励金支給事業

(1) 事業内容

障がい者を対象に職場実習を行った事業主に職場実習奨励金を支給することにより、働く意欲と能力のある障がい者の就労を促進し、また、障がい者雇用に対する事業主の理解を深めることで、障がい者の常用雇用を目指すとともに、障がい者が就労可能となる職場を開拓するものです。

① 対象者

野田市に居住する、障がい者(身体障がい者、療育、精神障がい者保健福祉のいずれかの手帳の交付を受けた者)、又は同程度の障がいがあると市長が認めた者です。

② 申請できる事業主

野田市無料職業紹介所、野田市心身障がい者福祉作業所、野田市関宿心身障がい者福祉作業所、野田市立あすなろ職業指導所、又は市長が適当と認めた者(実例：特別支援学校)のあっせんにより、障がい者を職場実習に5日以上受け入れた事業主で、市内に事業所を有し、市税を完納している者です。

③ 支給額

職場実習を受けた障がい者1人につき、20,000円です。ただし、同一の障がい者について2回以上職場実習を行った場合は、2回目以降は対象外となります。

(2) 実施状況

平成26年度以降の実施状況は以下のとおりです。27年度に職場実習を受けた障がい者のうち9人が常用雇用されています。

区分 \ 年度	26年度		27年度		28年度(10月末現在)	
	実習者数	事業所数	実習者数	事業所数	実習者数	事業所数
身体	0	7	3	14	0	5
知的	7		15		6	
精神	0		2		2	
計	7		20		8	

3. 若年者等トライアル雇用奨励金支給事業

(1) 事業内容

若年者又は障がい者（以下「若年者等」という）を試行的に一定期間、雇用した事業主に対し、奨励金を支給することにより、若年者又は障がい者の適正、能力等にふさわしい職業選択と、事業主と若年者又は障がい者との相互理解を図り、常用雇用を推進するものです。

① 対象者

野田市に居住する、若年者(35歳未満の者)、又は障がい者(身体障がい者、療育、精神障がい者保健福祉のいずれかの手帳の交付を受けた者)です。

② 申請できる事業主

野田市無料職業紹介所のあっせんにより、若年者等を3ヶ月間試行的に雇う事業主で、市内に事業所を有し、市税を完納している者です。

③ 支給額

トライアル雇用を受けた若年者等1人につき、50,000円です。ただし、同一の若年者等について2回以上トライアル雇用を行った場合は、2回目以降は対象外となります。

(2) 実施状況

平成26年度以降の実施状況は以下のとおりです。平成27年度以降実績が無いため、若年者等の雇用の拡大を図るよう、事業主に対し一層のPRに努めてまいります。

26年度		27年度		28年度(10月末現在)	
トライアル者数	事業所数	トライアル者数	事業所数	トライアル者数	事業所数
2	1	0	0	0	0